

番号法第 29 条第 1 項による行政機関個人情報保護法の読み替え（特定個人情報について）

※下線部読み替え

行政機関個人情報保護法（読み替え後）	行政機関個人情報保護法（読み替え前）
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 8 条 行政機関の長は、<u>利用目的以外</u>の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>(適用除外)</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 8 条 行政機関の長は、<u>法令に基づく場合を除き、利用目的以外</u>の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</u></p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用す</p>

行政機関個人情報保護法（読み替え後）	行政機関個人情報保護法（読み替え前）
<p>(適用除外)</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>	<p>ることについて相当な理由のあるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>
<p>(開示請求権)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人</u>（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>
<p>(開示請求の手続)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の<u>代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>(開示請求の手続)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の<u>法定代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>

行政機関個人情報保護法（読み替え後）	行政機関個人情報保護法（読み替え前）
<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第14条 略</p> <p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により<u>代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	<p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第14条 略</p> <p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により<u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>
<p>（適用除外）</p>	<p>（他の法令による開示の実施との調整）</p> <p>第25条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>
<p>（訂正請求権）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 <u>代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	<p>（訂正請求権）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p>

行政機関個人情報保護法（読み替え後）	行政機関個人情報保護法（読み替え前）
<p>（訂正請求の手続）</p> <p>第28条 略</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の<u>代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>（訂正請求の手続）</p> <p>第28条 略</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の<u>法定代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>
<p>（利用停止請求権）</p> <p>第36条 略</p> <p>一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、<u>第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第29条第1項の規定により読み替えて適用する第8条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の規定に違反して提供されているとき</u> 当該保有個人情報の提供の停止</p>	<p>（利用停止請求権）</p> <p>第36条 略</p> <p>一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、<u>第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 <u>第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき</u> 当該保有個人情報の提供の停止</p>

行政機関個人情報保護法（読み替え後）	行政機関個人情報保護法（読み替え前）
<p>2 <u>代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>
<p>（利用停止請求の手続）</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の<u>代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>（利用停止請求の手続）</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の<u>法定代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>